第２章　御殿場市の概況

２－１　位置・地勢

本市は、静岡県の北東部に位置し、富士と箱根の裾合に形成された高原都市で、北は小山町、東は箱根町、南は裾野市にそれぞれ接しています。本市の市街地は JR 御殿場線の御殿場駅を中心に形成され、市街地の標高は概ね 400m～500mとなっています。

市内の道路網は、東西を横断する国道 138 号と南北を縦断する国道 246 号及び 469 号が骨格となっているとともに、東名高速道路の御殿場インターチェンジ、新東名高速道路の御殿場ジャンクションが位置しており、首都圏から約 100ｋｍ圏内という立地条件にも恵まれ、各種企業の工場や研究所、研修施設が進出しています。

鉄道網としては、JR 御殿場線が南北に縦断し、市内には「御殿場駅」、「南御殿場駅」、「富士岡駅」の３つの駅があります。

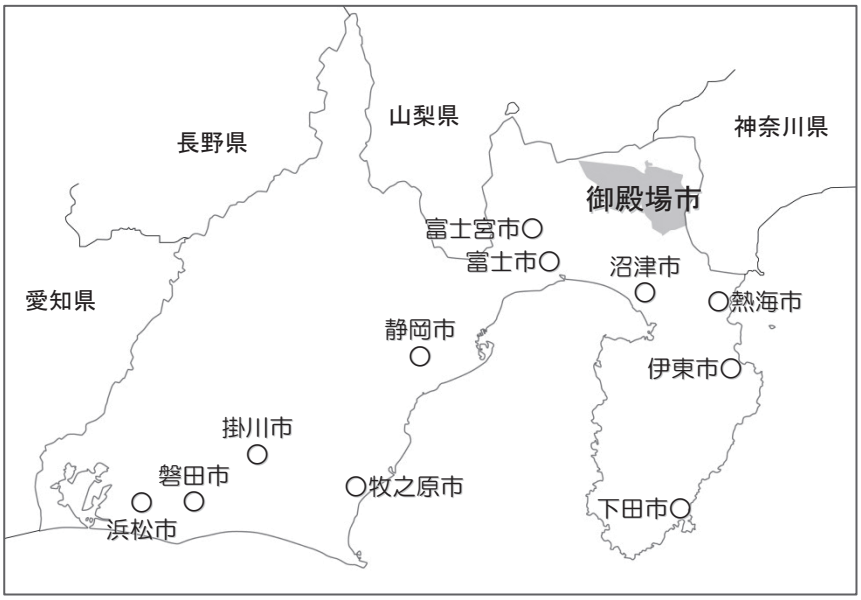

〈図２－１：御殿場市の位置〉

２－２　人口の推移

全国的な人口の推移は減少傾向にありますが、表２－１に示すとおり、本市の人口は全国と比較して増加傾向にあり、平成 23 年度は 88,152 人となっています。今後は平成 27 年度以降、減少に転じるものと予測されています。

特に、表２－２に示すとおり、65 歳以上の高齢者人口割合の増加が著しく、平成 23 年度の高齢化率※1 は 19.4%となっています。それに対して０～14 歳までの年少人口は横ばいとなっていることから、本市においても全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進展することが予測されます。

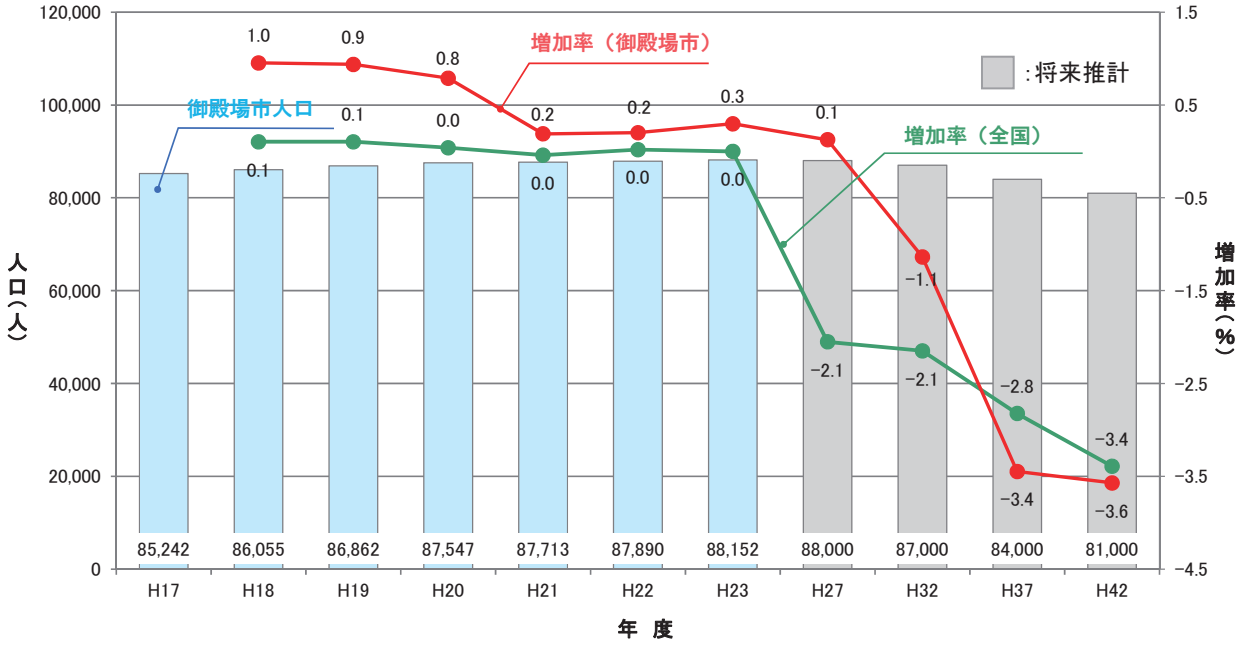

出典：国勢調査、第三次御殿場市総合計画(後期基本計画)

〈表２－１：人口の推移および将来推計〉

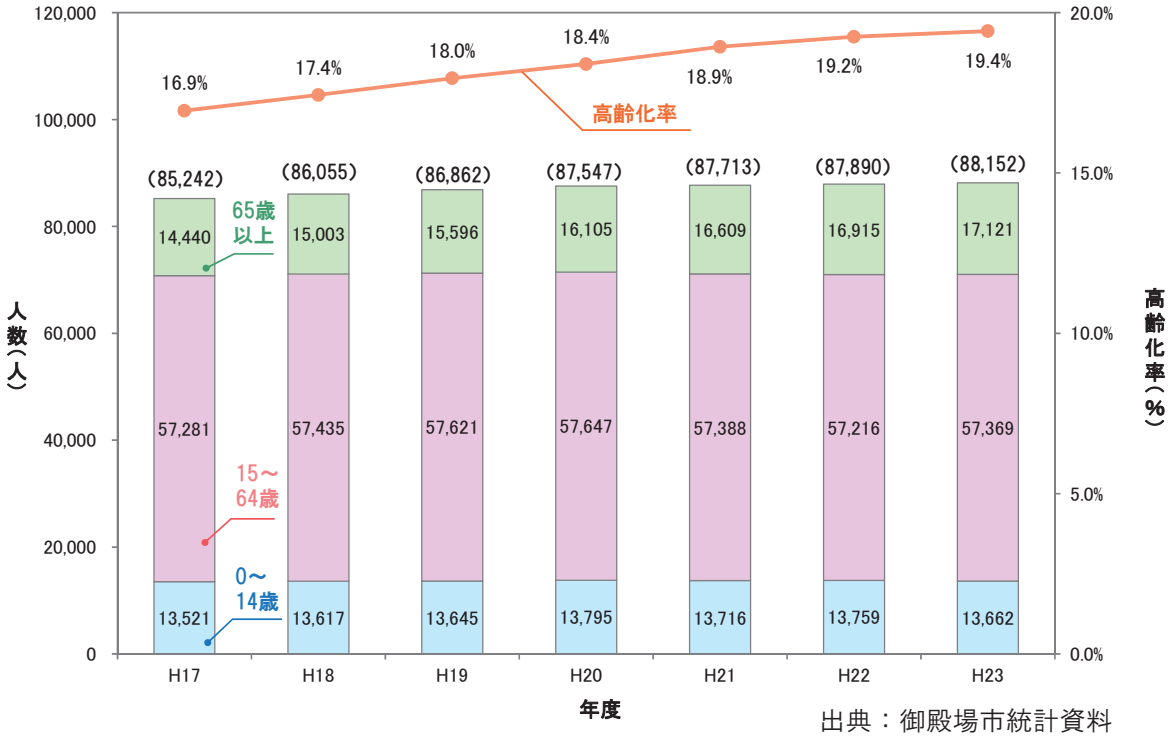

出典：御殿場市統計資料

〈表２－２：年齢３区分人口および高齢化率の推移〉

※1　高齢化率：総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。

２－３　障害者手帳保持者数

本市の障害者手帳※1の保持者数は、表２－３のとおりです。

手帳の種類別で見ると、平成 22 年度までに内部障がい者と知的障がい者が平成 17 年度の約 1.3 倍、精神障がい者は約２倍に増加しており、その他の障害についてはほぼ横ばいで推移をしています。

ただし、障害者手帳を保持していない潜在的な障がい者を含めると、なんらかの障害を持つ人はこの数値の限りではないと思われます。

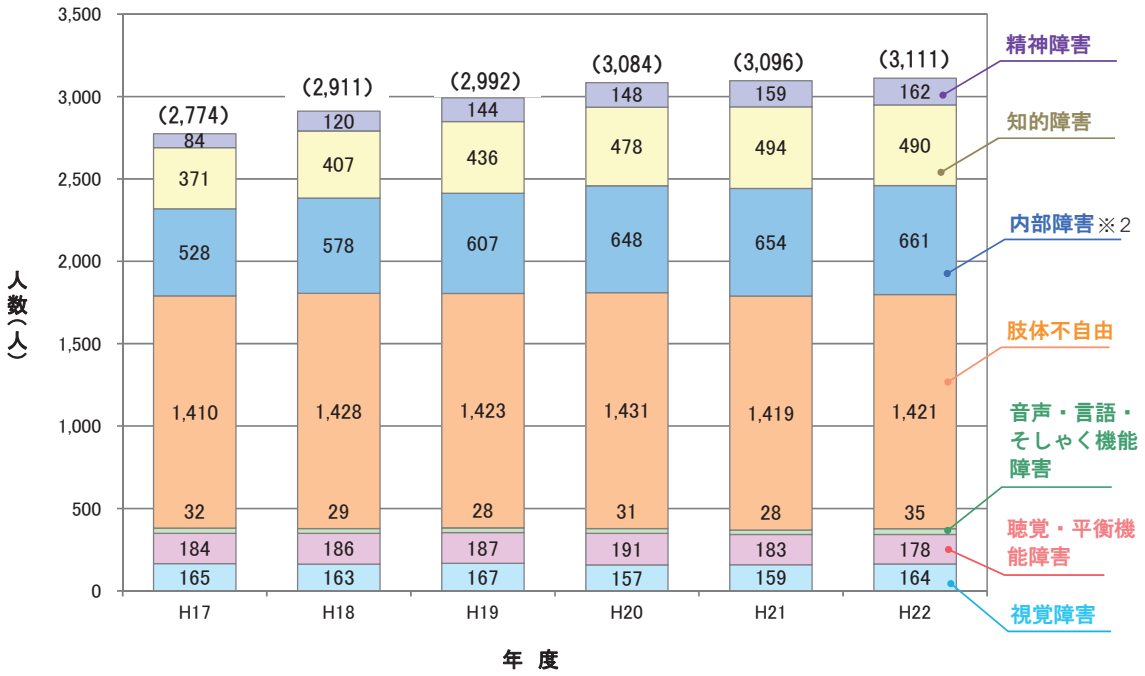

出典：御殿場市地域福祉計画、御殿場市障害福祉計画、御殿場市統計資料

〈表２-３：障害者手帳保持者数〉

※1　障害者手帳：各自治体において障がい者として公式に認定を受けて発行された、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のこと。
※2　内 部 障 害：人体内部の器官にある障害。心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害がある。

２－４　公共交通の状況

２-４-１　鉄道

本市は JR 御殿場線が南北に縦断しており、御殿場駅、南御殿場駅、富士岡駅の３駅が立地しています。

御殿場駅の乗車人員は、約 10 年前から減少傾向にありますが、近年は横ばいで推移しており平成 22 年度は 4,691 人となっています。

富士岡駅は、わずかに増加がみられますが、ほぼ横ばいで推移しており平成 22 年度は 899 人となっています。

南御殿場駅は市内で最も利用者が少ない鉄道駅となっています。

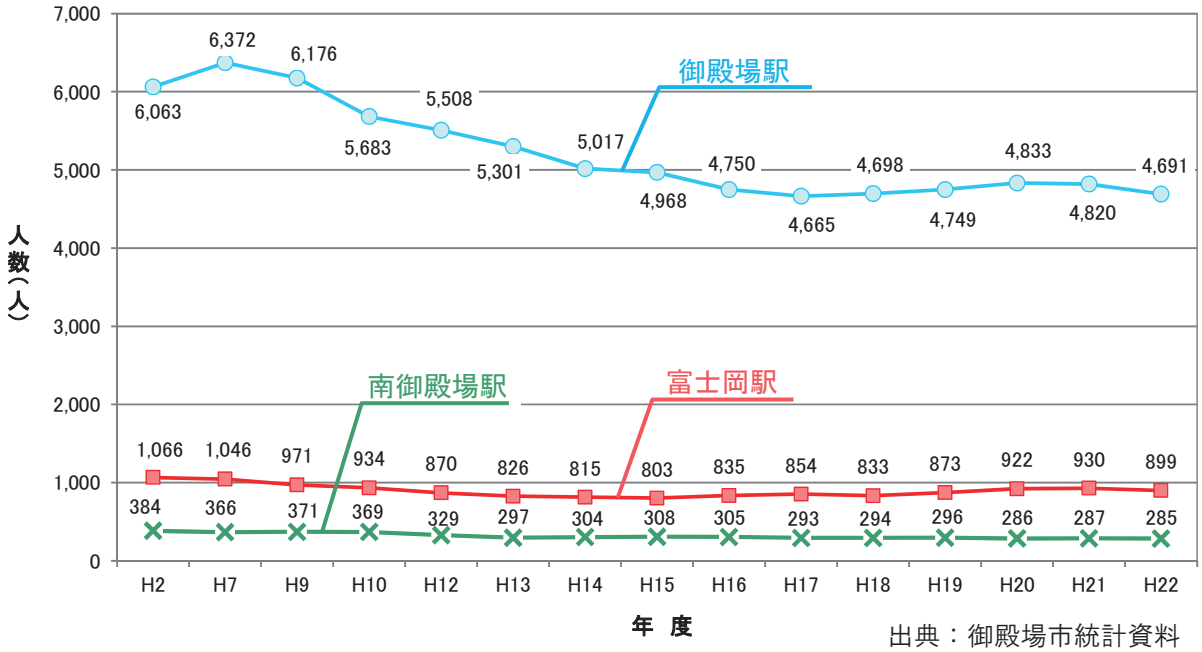

出典：御殿場市統計資料

〈表２－４：駅別乗車人員の推移〉

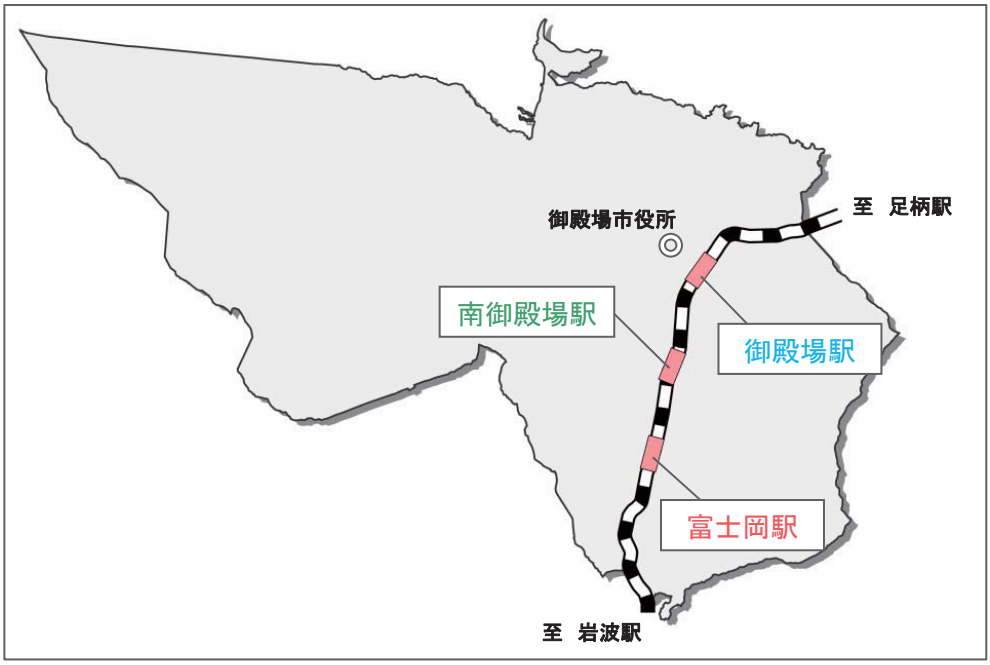

〈図２－２：市内の鉄道駅〉

２-４-２　バス

市内におけるバスの運行状況は、主に富士急行㈱の路線バスが乗り入れているほか、一部、箱根登山バス㈱が箱根方面から乗り入れています。その他、御殿場プレミアムアウトレット等の観光施設へのシャトルバスや周辺都市間を高速バスが運行しています。また、市内で運行している路線バス（富士急行㈱、箱根登山バス㈱）の車両は全部で 47 台あり、うち７台（約 15%）がノンステップバスです。（平成 24 年２月現在）

富士急行㈱の１年間の乗降者数の推移を以下のグラフに示します。平成 19 年度の 1,261,361 人をピークに減少しており、平成 22 年度は 1,059,783 人となっています。

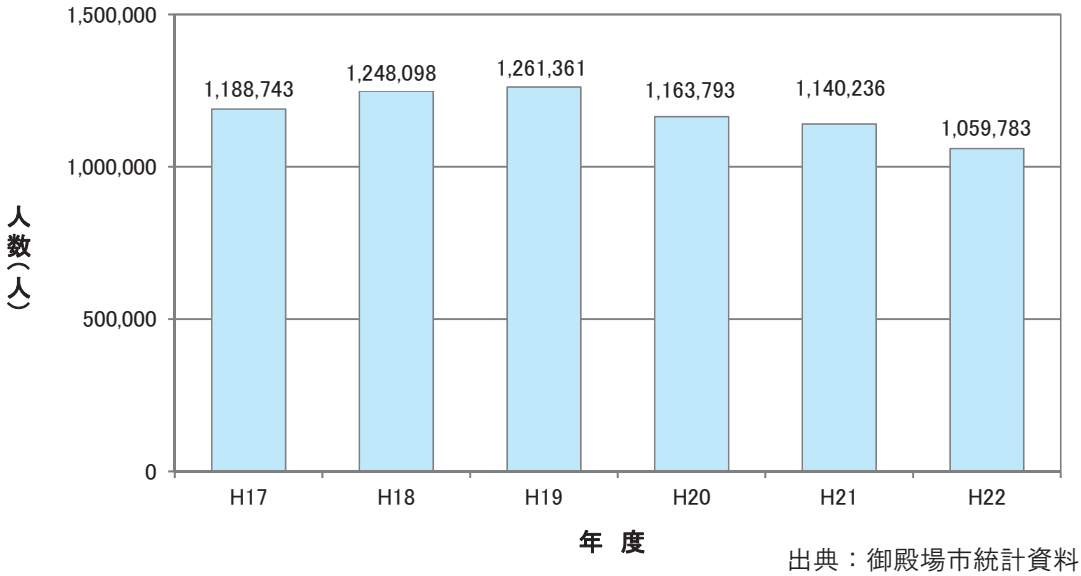

出典：御殿場市統計資料

〈表２-５：バス乗車人員の推移〉

〈図２-３：市内のバス路線網〉

２－５　土地利用等の現況

２-５-１　土地利用現況

本市の地形は、大きく西から富士山とその裾野、平坦地、箱根外輪山の斜面に区分されます。

平坦地には、旧町村（御殿場、富士岡、原里、印野、玉穂、高根）の中心部等に市街地、集落地が形成され、それらを取り囲むように農地が広がっています。

市南西部には、大規模工場が立地、集積する工業系市街地が形成されています。

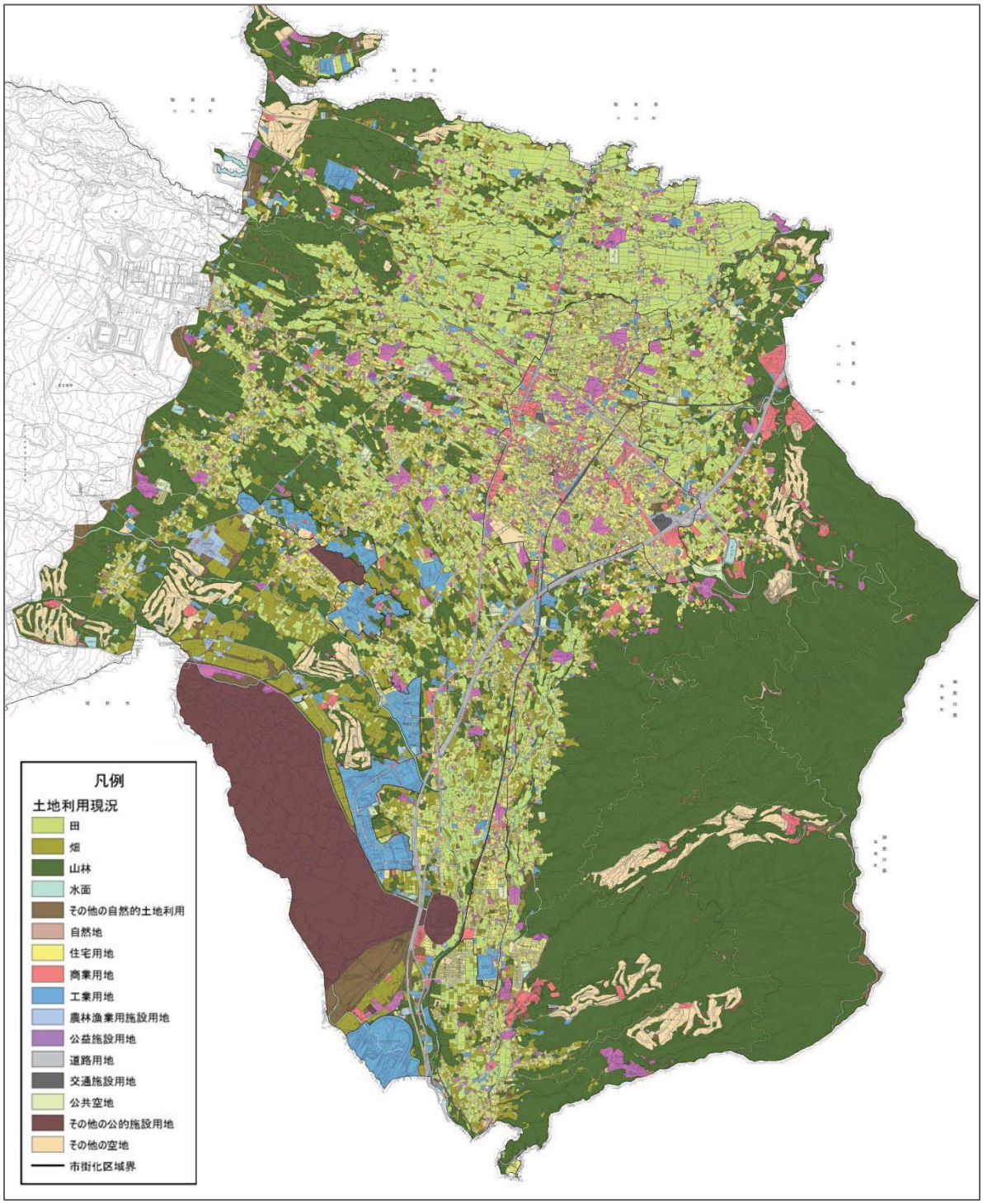

出典：平成 19 年度都市計画基礎調査

〈図２-４：土地利用現況図〉

御殿場駅周辺の主な土地利用は住宅用地となっています。その中に、公共公益施設用地や田畑が点在している状況です。また、国道 246 号や県道御殿場箱根線などの幹線道路沿道及び御殿場駅富士山口側の駅前は商業用地が集積しています。

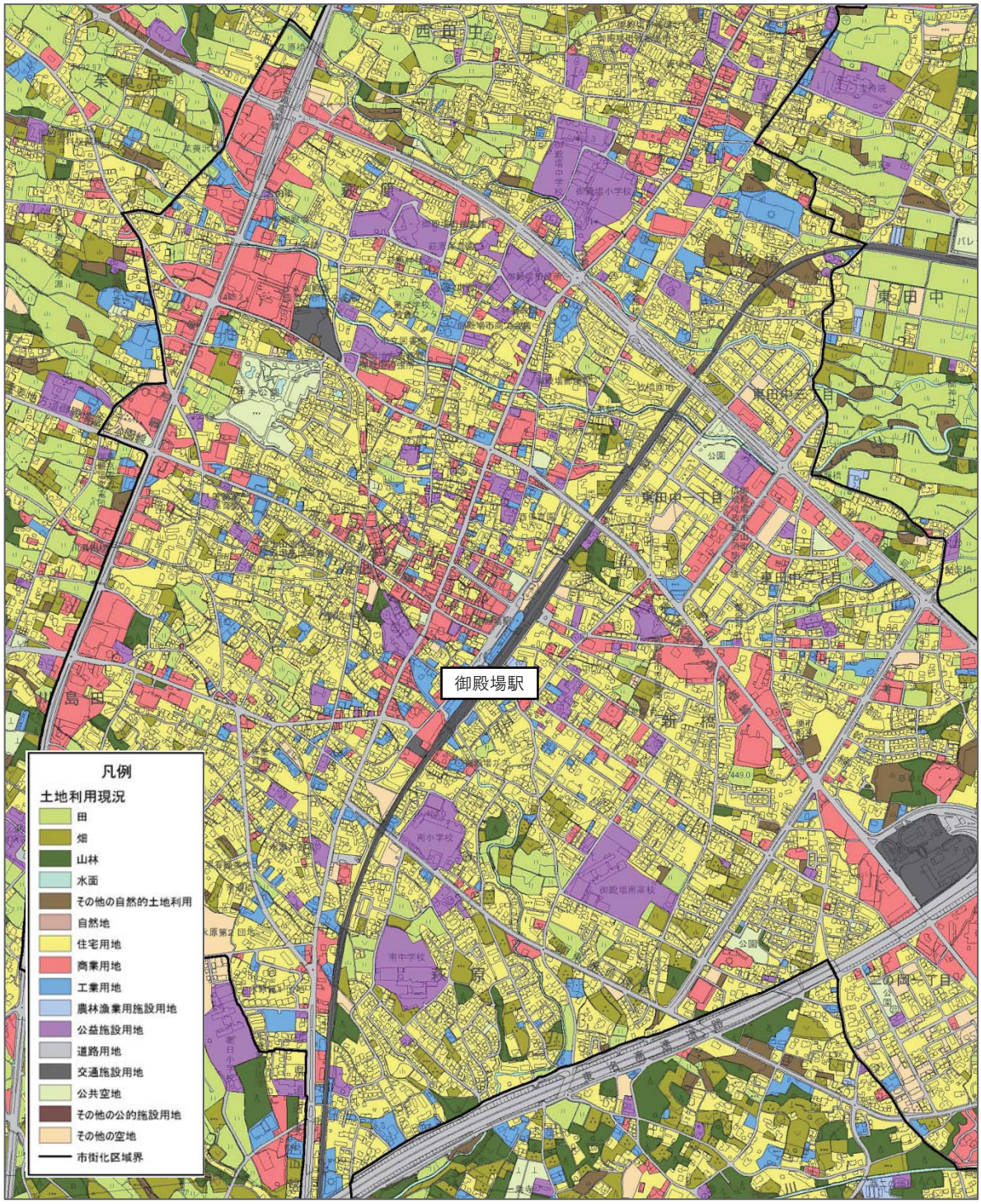

出典：平成 19 年度都市計画基礎調査

〈図２－５：土地利用現況図（御殿場駅周辺）〉

２－５－２　道路網の整備状況

市内の都市計画道路の整備状況は以下の図のとおりです。新東名高速道路が事業中である他、御殿場駅を中心とする市街地周辺の路線は未整備の区間が多くなっています。

また、御殿場駅周辺においては、市の南北を縦断する(都)※1永原高根線および(都)新橋深沢線、(都)御東原循環線の一部が事業中または未整備となっています。

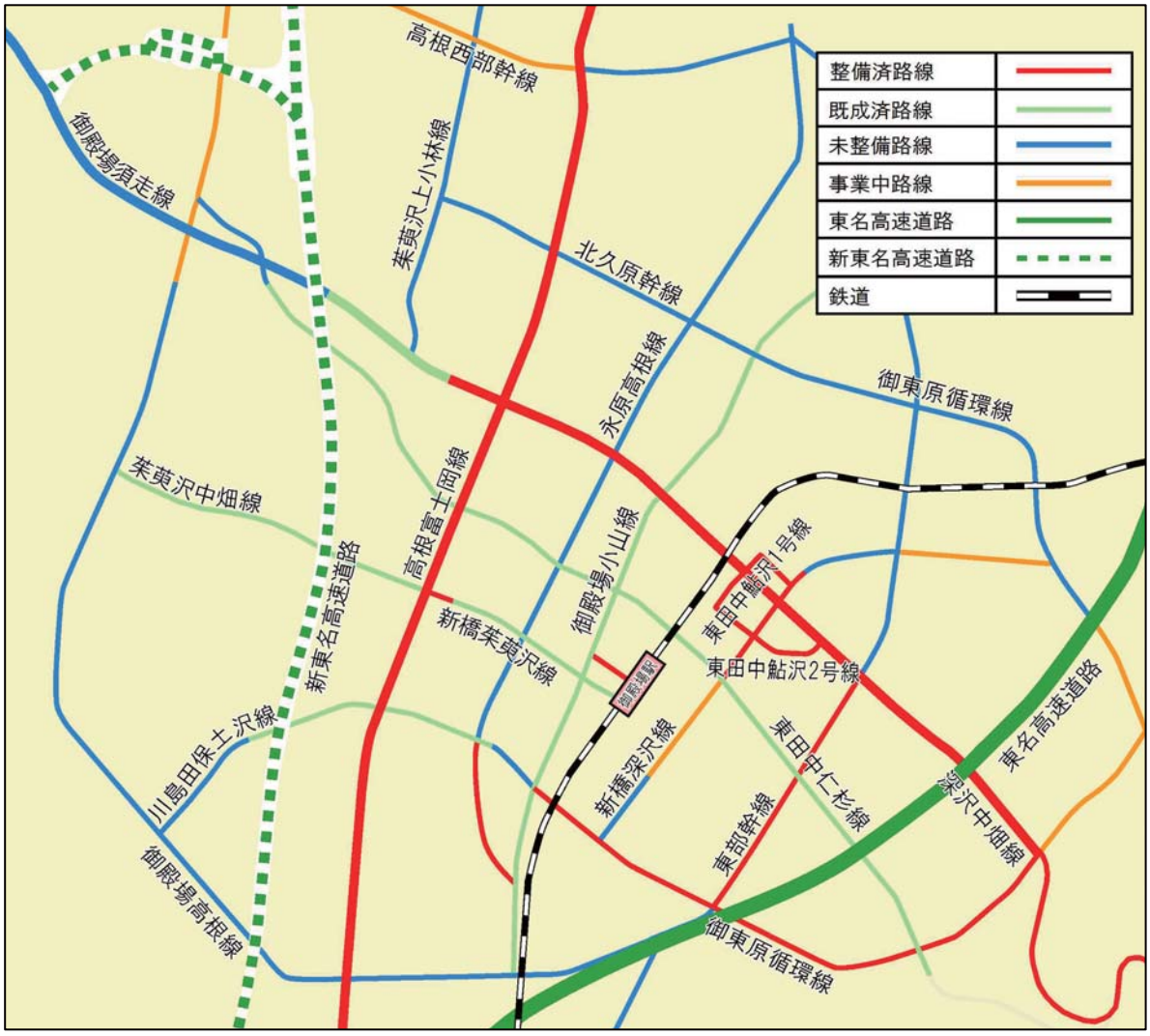

出典：御殿場市道路整備 10 か年計画

〈図２－６：都市計画道路網図〉

※1（都）：都市計画道路の略。

２－５－３　避難地・緊急輸送路マップ

御殿場駅周辺の避難地および緊急輸送路の状況は以下の図のとおりです。東名高速道路および国道 138 号、国道 246 号が１次緊急輸送路、県道沼津小山線および(都)御東原循環線が２次緊急輸送路として位置づけられています。また、御殿場市役所が災害対策本部、学校等が避難所兼避難地、公園が避難地として位置づけられています。

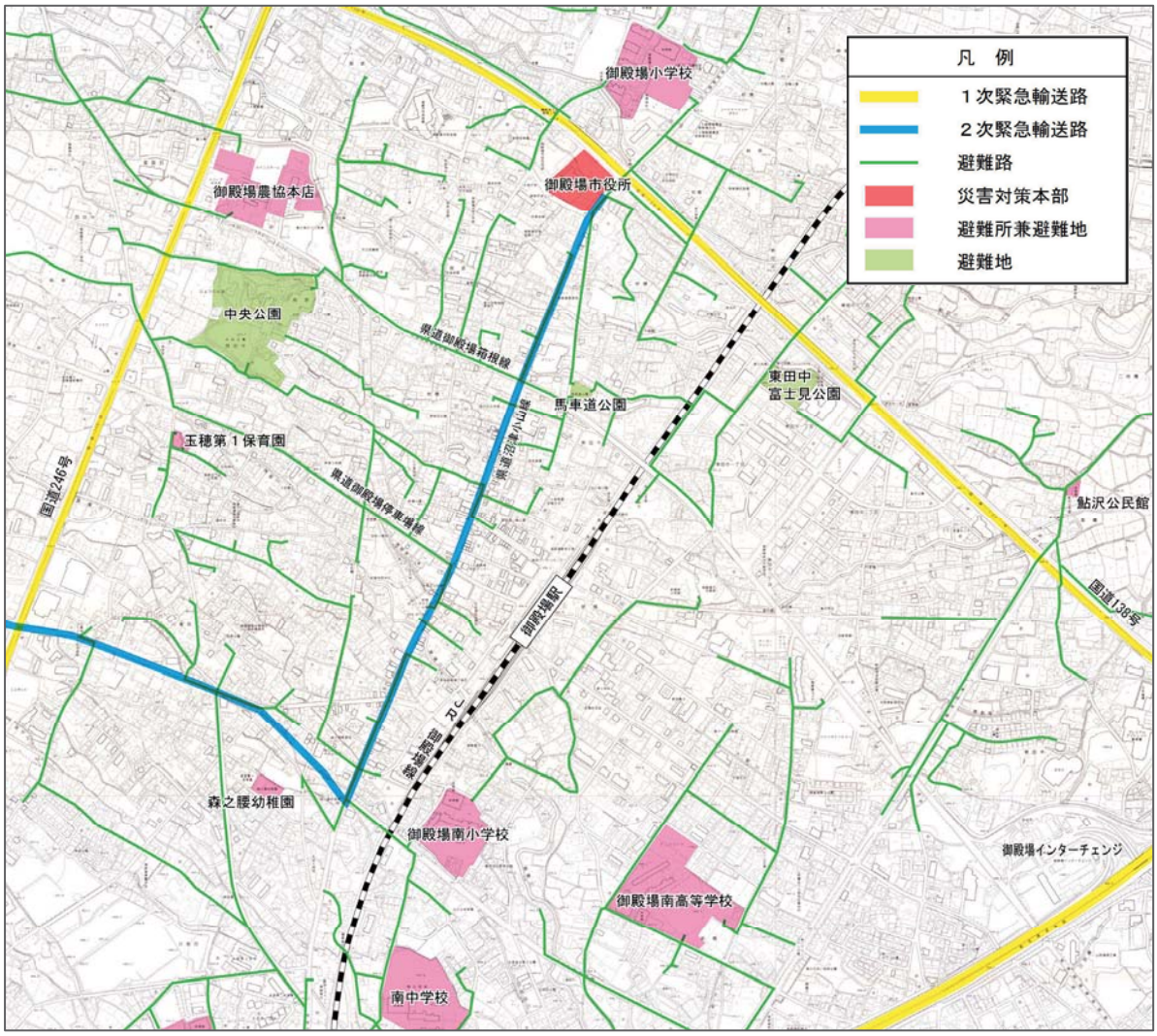

出典：御殿場市地域防災計画など

〈図２－７：避難地及び緊急輸送路図〉

２-５-４　あんしん歩行エリア

交通事故の死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を警察庁と国土交通省が合同で、「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的な事故対策を実施しています。

市内では、北側を市道、東側を県道御殿場箱根線と市道、南側を市道、西側を市道に囲まれた約 1.66ｋ㎡の地区において、歩行者優先の道路構造等により、歩行者等の安全な通行を確保するための事業を実施しています。

【エリア内の現況・課題点】
- ●エリア内を幹線道路（国道 138 号、主要地方道御殿場大井線、県道沼津小山線、県道御殿場箱根線、県道御殿場停車場線）が複数縦貫している。
- ●エリア外周・エリア内には４箇所の事故危険箇所が存在し、対策が進められている。

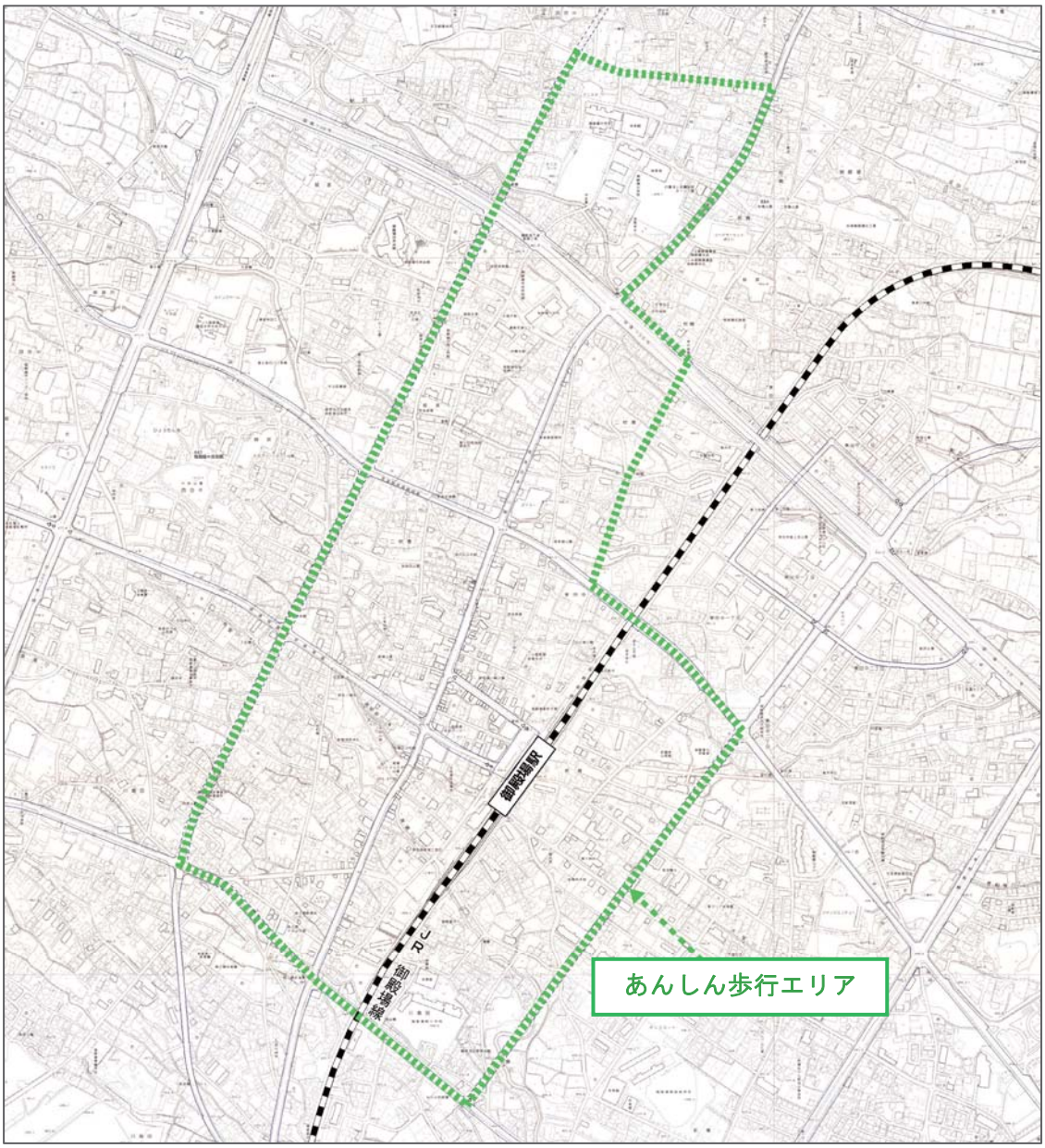

〈図２-８：あんしん歩行エリア位置図〉

バリアフリー情報 BOX

≪面的速度規制「ゾーン 30」の推進≫

警察庁では、道路管理者と連携し、平成 28 年度までに全国約 3,000 箇所を目標に、ゾーン 30（最高速度 30 km/ｈ区域規制等）を推進することとしています。

ゾーン 30 とは、通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、規制を行うゾーンの入口に以下の図のような速度規制標識を設置したり、ゾーン内において車両速度を抑制するための対策を実施するものです。

今後、本市においてもゾーン 30 の設定を検討していきます。

〈 速度規制標識 〉

〈 ゾーン設定イメージ 〉

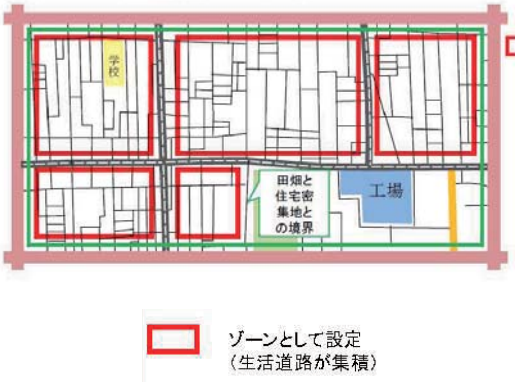

■ ゾーン30の推進（H23.9.20警察庁交通局長通達）

（1）ゾーンの設定手順

① 市街地等から2車線以上の幹線道路、河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所をブロックとして選定

② ブロック内の1車線道路のうち、住民が日常生活で利用する道路を生活道路に選定

③ 生活道路が集積している区域を対象にゾーンを設定

（2）対策内容

① 最高速度30km/hの区域規制

② 路側帯の設置・拡幅と車道中央線の抹消

（3）整備目標

全国で平成28年度までに約3，000箇所の整備を目標

出典：国土交通省　道路局　道路交通安全対策室　資料

２－６　主要施設等の分布状況

市内の主要施設等の分布状況は以下の図のとおりです。市内の主要な公共施設や大型商業施設が御殿場駅周辺の約１㎞圏内に集積しており、郊外には観光施設やスポーツ施設が立地しています。

また、市役所支所等が６箇所あり、各地域に１箇所ずつ立地しています。

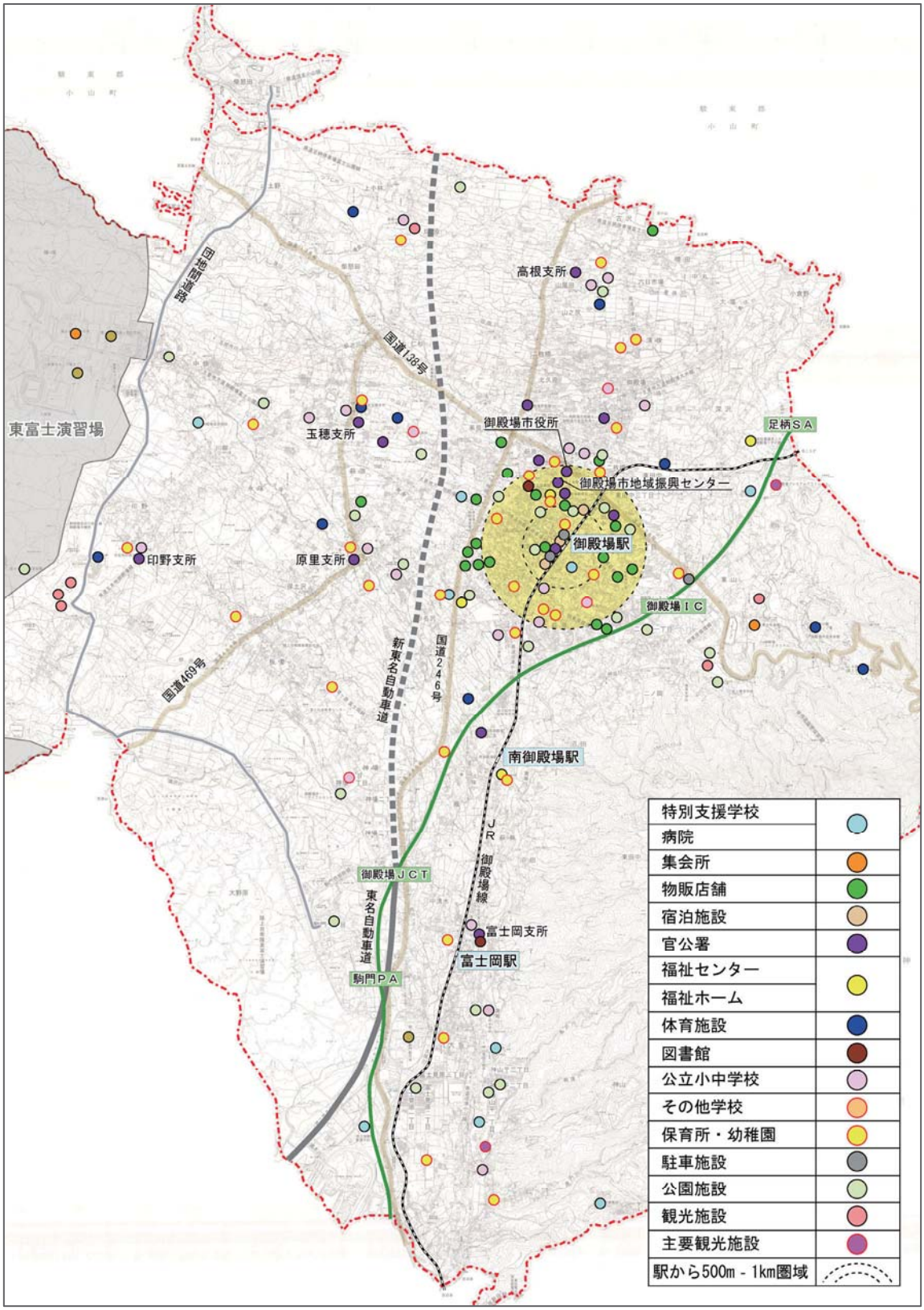

〈図２－９：主要施設等の分布状況〉